

2018年6月20日

東京労働局長 様
東京地方最低賃金審議会長 様
東京地方最低賃金審議会運営委員会会長 様

東京地方最低賃金審議会の運営に関する要望書

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会

連絡先労組：下町ユニオン／全国一般全国協議会／郵政産業労働者ユニオン

東京地方最低賃金審議会の運営に関わり、以下の通り申し入れます。

記

(1) 2017年7月5日付けに実施された東京都最低賃金の改正決定にかかる意見聴取の公示に対し、13件の意見書が提出されています。その中で、直接の口頭陳述を希望する関係労使団体がありましたが、口頭陳述の場は設けられませんでした。

昨年度は、中央審議会において事業所視察を実施したことから、地方においても同様の事業場視察の実施が推奨されるなど、関係労使の実情を把握することがますます求められるようになっていきます。

しかし、7月5日に開催された運営小委員会において、意見陳述を実施しないとの結論を出し、7月28日に開催された専門部会で追認していますから、提出された意見書を見る前に意見陳述を実施しないと決めていたこととなります。

このような形で、希望者がいても口頭陳述を実施しない地方審議会は、47都道府県中、東京を含む6つの審議会のみすぎません。

関係労使の意見を広く聴取することは、最低賃金の社会的役割がますます大きくなる今日において重要なことです。希望者に対して口頭陳述の場を与えてください。

(2) 具体的な金額審議を行う専門部会において、議事録として記録に残らない公労・公使の個別折衝で審議が進み、労使委員がそれぞれどのような根拠に基づき、どのような金額を主張したのか、まったく記録がありません。金額審議の経過を後日検証することのできない議事の進め方は、国の機関のあり方として問題です。

財務省による行政文書の改ざんが問題となりましたが、国民の知る権利を保障することこそ、いま求められていることです。

審議会を全面公開し、議事録を公開してください。また、個別折衝に偏る審議のあり方を改め、記録の残る三者協議の本来のあり方にしてください。

